



グループ1 機能評価を評価する

「病院機能評価」とは、病院の現状と問題点を明確にするために第三者（財）日本医療機能評価機構）による評価を行い、改善が認められる病院に対して認定証を発行するものです。全国各地の医療機関は、この「病院機能評価」受審に向けて、多くの時間と労力、資金をかけて、認定証の取得に全力を投じています。では、（財）日本医療機能評価機構が評価する「病院における図書室の役割と立場」とは、どのようなものなのでしょうか。

今回「機能評価を評価する」というテーマから、グループ内ですでに受審を済ませた病院や、現在準備中である病院の担当者からの話をもとに、受審にあたって事前に用意したさまざまな事柄が、どこまで正しく評価されているのか具体的に例を出し合いました。その例をもとに、①評価者（サーベイヤー）②評価項目の二点から、「病院機能評価」を評価してみました。

①評価者（サーベイヤー）について

【訪問審査で質問された内容】

- 資料管理（蔵書数・貸出方法・紛失資料の有無・24時間開室時の利用手順など）、文献検索方法（データベースは何を使っているか）、予算、広報・アピール（図書便りの配布など）、患者に開放しているか、など。

【どのような印象を受けたか】

- 図書室が行っているサービスの内容をもっと具体的に質問して欲しかった。
- 図書室（書架）が整理整頓されていることをチェックした後、簡単な質問が3分程度あっただけで、思ったより簡単に終わった。
- サーベイヤーが図書室に関心を持っているかどうかによって、質問内容が変わってくるようである。

【受審した感想】

- 図書室としての特別な質問があまりなかったので、「これでいいのか？」という感じで終わった。
- 書面審査の確認が主で、書架の整理・整頓・掃除など、表面的なことしか理解されずに終わったようで、残念だった。

②項目について

2004年8月1日より、機能評価 Ver. 5.0 (V5) の申込受付が始まりました。そこで、Ver. 4.0 (V4) と変化があった項目について挙げてみました。

その中で私たちが一番気になったものが、V4では「図書室があり担当者が明白になっている（司書の配置が望ましい）」と明記されていた項目が、V5では「必要な施設・設備、人員等が整備されている」という項目へと変更されていたことです。図書室に司書がいればそれで良い、というわけではないのですが、「施設・設備と人員」といったように同項目に入っていることから、図書室に専任の担当者の必要性が求められていないように受け止められました。全体的にも、V4で受審して評価項目をもっと具体化してほしいと感じていたにもかかわらず、V5ではより抽象的になりすぎていることから、図書室の専門性を求められていないように受け止められました。

（財）日本医療機能評価機構の「病院機能評価」に対する全体的所感は、図書室についての評価基準が

穏やかであり、もう少し厳しい評価基準にすれば、病院図書室のレベルアップにつながり、管理者の図書室に対する認識も変わるのではないかと思われ、評価項目については、再検討の必要性があるのではないかと感じました。
(文責：土川 詔子／大阪府立母子保健総合医療センター)

グループ 2 著作権と ILL ①

このワークショップでは、インターネットと著作権の問題や海外の事例、著作権者の経済的利益など、著作権に関したさまざまな話題について自由に議論がかわされたが、ここでは「病院図書室と複写」について述べたい。

周知のように、大半の病院図書室は著作権法第31条の適用外の施設である。しかしながら、病院図書室と複写は切っても切り離せない関係にある。

著作権は「人格の保護」「経済的利益の保護」「著作権の伝達に関わる人々の権利の保護」を目的としているが、昨今特に問題になっているのが「経済的利益の保護」であるようだ。しかし、病院図書室での複写によってどれだけの実害が生じているのかは、はなはだ疑問である。医療関係者が症例や過去の論文を参考にしながら診療することは、新しい発見や治療につながっていく。複写されることの多い雑誌は、よく利用されよく読まれている雑誌だといえるし、複写件数の多い利用者は将来の購読者にもなりうる。病院図書室における複写が、著作権者の利益や財産の侵害になるとは思えないのである。

そもそも、学術論文と文学作品などの著作物を同列に扱うことには無理があるのではないだろうか。参加者からは、図書室で購読している学術雑誌の複写により「本が売れなくなる」という権利者の主張に対する異議や、「本が売れなくなる」という主張をする前に、出版社が経営努力をすることも必要ではないか、といった意見も出された。

一方で、雑誌の最新号を複写するなど、医療関係者の著作権に対する認識の低さを指摘する声もあった。当院でも最新号掲載の一論文を全文複写するということが日常的に行われているが、医療関係者が常に新しい情報を求めているということもあり、黙認状態になっている。コピー機を図書室ではなく医局などの他の場所に設置すれば、「私的利用のための複製」ということで、著作権法はクリアできるのだろうかと考えることもある。悩みどころである。

また、病院図書室と大学図書館の機能についての意見もあった。今年度から医師の臨床研修が必修になるなど、病院はますます教育・研究機能を求められている。となれば病院図書室と大学図書館の機能に違いはあるのだろうか。

結局一致した結論は出ないままであったが、新米司書の私にとって著作権について考える良いきっかけになったと思っている。
(文責：中村 友紀／星ヶ丘厚生年金病院)

グループ 3 著作権と ILL ②

著作権法の解釈にはさまざまあり何が正解かはわかりませんが、業務上で著作権に関わった事例をいくつか紹介します。

- 新聞記事の引用：出版当日のものでなければ特に引用の許可を得なくてもよいが、念のため新聞社